

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百八十八号

平成二十四年埼玉県告示第百六十一号（埼玉県生活環境保全条例施行規則の規定に基づく悪臭の測定方法等について）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年九月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号本文中「正常な」を「判定試験（パネルが嗅覚を用いてにおい袋の臭気の有無を判定する試験をいう。以下同じ。）に適した」に改め、同号ロ(1)中「任意の二枚のにおい紙を先端約一センチメートルまで基準臭液（一種類）に浸し、残りの三枚を同様に無臭の流動パラフィンに」を「二枚のにおい紙には基準臭液（一種類）を、三枚には無臭の流動パラフィンを、各におい紙の先端一センチメートルまでに改め、同号ロ(3)中「を正常な」を「又は、五種類の基準臭液のうち一種類のみ間違えた場合は、間違えた基準臭液について二度再検査を行い二度とも正しく選んだ者を判定試験に適した」に改め、同号ロ(4)中「以上の検査は」を「パネルは、前記(1)から(3)までの方法による検査を」に、「正常な」を「判定試験に適した」に改める。

第二号ロ(4)中「ガラス管」の下に「又は無臭性のもので臭気の吸着及び透過が少ない材質の導出口」を加える。

第三号本文中「正常な」を「判定試験に適した」に改め、同号ロ(1)中「（パネルが嗅覚を用いてにおい袋又はフラスコ中の臭気の有無を判定する試験をいう。以下同じ。）」を削り、同号ロ(4)中「当該パネル」を「、当該パネル」に改め、「付臭におい袋を選定することが不能である場合にあつては〇・三三」を削り、同号ロ(4)中「選定したか又は付臭におい袋を選定することが不能であつた」を「選定した」に、「選定するか付臭におい袋を選定することが不能となつた」を「選定した」に改める。

第四号ロ(1)中「又は付臭におい袋を選定することが不能であつた場合」を削る。